運営規程

第1条（当歯科医院の理念）

1. 地域の皆様が安心し、安全に暮らせ、高い自己実現に向かって生活できる環境をつくる
2. 利用者及び家族の主体性や価値観を常に重んじる
3. 質の高いサービスの責任を持って提供し、利用者及び家族が満足し信頼を得るよう努める

第2条（サービスの方針、目的及び内容）

1. 事業者は、介護保険法等の関係法令及びこの契約書に従い、利用者に対し可能な限り居宅においてその有する能力に応じて、自立した日常生活を営むことができるよう、次のサービスを提供する
2. サービス内容の詳細は、重要事項説明書に記載する

第3条（当歯科医院の概要）

|  |  |
| --- | --- |
| 歯科医院名 |  |
| 管理者名 |  |
| 所在地 |  |
| 電話/FAX |  |

第4条（事業所の職員体制）

|  |  |
| --- | --- |
| 管理者/歯科医師 | 　　　名 |
| 歯科衛生士 | 　　　名 |
| 歯科助手・受付 | 　　　名 |
| 保育士 | 　　　名 |

　　　　　　　　　　　　　　（運営基準に満たした上で、職員数が増減することがあります）

（職務内容）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う

歯科医師は、歯学に基づいて傷病の予防、診断および治療を行う

歯科衛生士は、歯科医師の直接の指導の下に、歯牙及び口腔の疾患の予防処置を行う

歯科助手は、歯科医師の補助業務を行う

受付は、患者の受付業務を行う

第5条（サービス利用料及び利用者負担金）

1. 介護保険サービス利用料はおよそ次の通り
2. 利用者負担金がサービス利用料の1～3割とする（1円未満切捨て）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 歯科医師　月2回を限度　単一建物 | 居宅療養管理指導費　同一日 | ５１６単位（1名）４８６単位（2～9名）４４０単位（10名以上） |
| 歯科衛生士　月4回を限度　単一建物 | 居宅療養管理指導費　同一日 | ３６１単位（1名）３２５単位（2～9名）２９４単位（10名以上） |

1. 歯科訪問診療に要した交通費は、実費を徴収することとする
2. 利用者負担金は、サービスを行った日に徴収することとする（状況による）

第6条（通常のサービスの提供日と時間）

　・平日：午前　　：　　～　　　：　　　　　日曜・祝日は休診とする

　・利用者の身体状況や介護状況に応じて適宜対応する

　　※下記に記す場合には、事前に利用者へ連絡・調整のうえ訪問日を変更する場合がある

　・地震・災害等で交通機関が停止した場合や、道路が使用できない状態の時、台風や悪天候等、又は訪

問担当者の緊急をやむを得ない事情がある場合

　・訪問日が祝日に当たり、歯科医師などの人員関係により訪問診療が困難な場合

第7条（歯科訪問治療の内容）

1. 歯科治療
2. 口腔ケア
3. 居宅療養管理指導

第8条（事故時の対応等）

1. 当医院は、サービス提供に際して利用者のけがや体調の急変があった場合には、家族への連絡その他、適切な措置を迅速に行う
2. 当医院は、前項の状況及びそれに伴う処置について記録する
3. 当医院は、サービス提供に当たって利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、その損害を賠償する。ただし、事業者の故意又は過失によらないときは、この限りではない

第9条（通常サービス提供地域）

1. 通常の歯科訪問診療の実施地域は、診療所から16キロメーター以内とする
2. サービスを提供地域外（保険医療機関の所在地との距離が16キロメートルを超えた場合）の場合、これらのサービスを提供することができない。なお、当該保険医療機関からの歯科訪問診療を必要とする絶対的な理由がある場合はこの限りではない

第10条（その他運営についての留意事項）

1. 当医院は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除き、契約期間及び契約終了後に限らず、これを保持する
2. 当医院は、文章により利用者又はその家族の同意を得た場合には、居宅介護支援事業者との連絡調整その他必要な範囲内で、同意した者の個人情報を用いることができるものとする
3. この契約及び介護保険法等の関係法令を定められていない事項については関係法令の趣旨を尊重して、利用者と当医院の協議により定めるものとする